

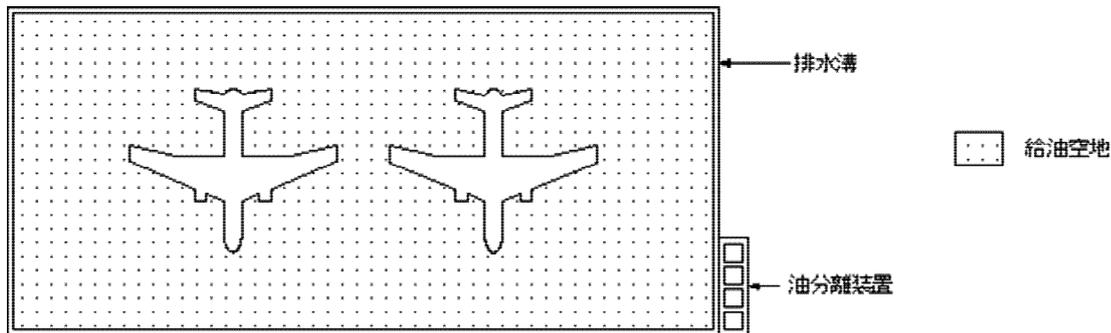
第 16 特殊給油取扱所

1 航空機給油取扱所

航空機給油取扱所とは、飛行場において固定された給油設備（車両に設けられた給油設備を含む。）によって航空機の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいい、航空機には自家用の回転翼航空機（ヘリコプター）も含むものであること。

(1) 共通事項

ア 航空機に直接給油するために必要な空地は、給油する航空機の一部又は全部がはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。



第15-1図 給油空地の例

イ 航空機給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは設置できないものであること（平成元年3月3日消防危第15号通知）。

ウ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び容量30,000リットルを超える地下貯蔵タンクを設置する場合は、航空機給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと（平成元年3月3日消防危第15号通知）。

エ 危規則第26条第3項第3号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいうものであること（平成元年3月3日消防危第15号通知）。

オ 航空機給油取扱所の敷地の範囲は、航空機に直接給油するために必要な空地の周囲に設けられた排水溝（油分離装置を含む。）で囲まれた部分をいうものであること。

なお、危規則第26条第3項第3号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」を講ずる場合にあっては、当該措置を講ずる範囲とすること。

(2) 固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所

ア 固定給油設備には、専用タンクの配管のほか屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所の貯蔵タンクの配管を接続できるものであること（平成元年3月3日消防危第15号通知）。

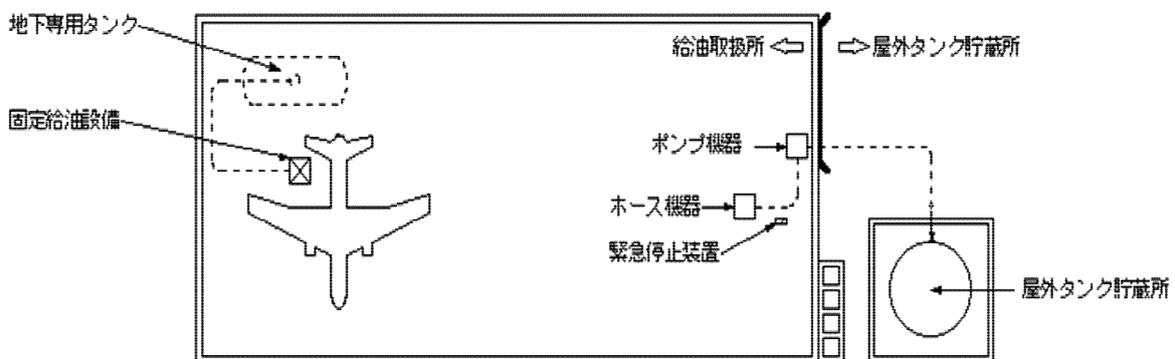
イ 危規則第 26 条第 3 項第 4 号イに規定する「防水の措置」で、ホース機器を設ける箱を鉄筋コンクリート造とする場合は、次によること。

(ア) 箱の底部及び側壁は、エポキシ樹脂又は防水モルタル等で覆うこと。

(イ) 箱の底部と側壁との接合部には、鋼製、合成樹脂製又は水膨張のゴム製の止水板を設けること。

(ウ) 箱のふたは、防水型のものとする。

ウ 危規則第 26 条第 3 項第 4 号ハに規定する「固定給油設備のポンプ機器を停止する等により危険物の移送を緊急に止めることができる装置」とは、ポンプ機器の故障その他の事故により危険物が流出した場合に、ポンプ機器を停止又はポンプ二次側配管を閉止できる装置とし、その操作部を設ける場所は、ホース機器設置場所付近の見やすい位置とし、緊急停止装置である旨の表示等をする。



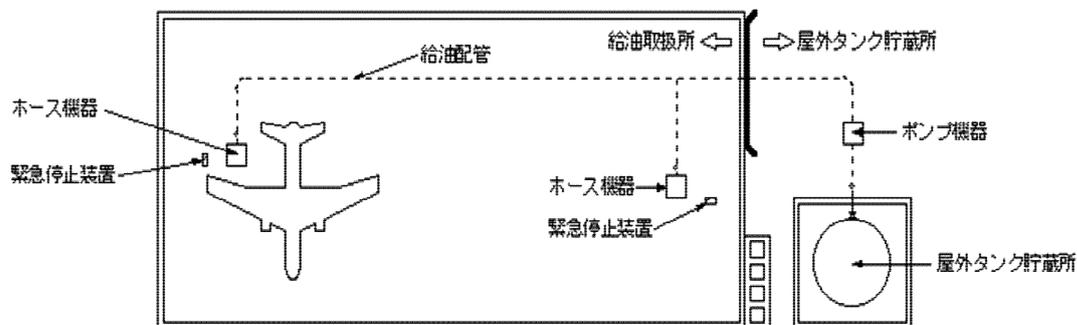
第15-2図 固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所の例

(3) 給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所

(2)の航空機給油取扱所との差異は、ポンプ機器を給油取扱所に設置しているか否かによるものであること（平成元年3月3日消防危第15号通知）。

ア 危規則第 26 条第 3 項第 5 号ハに規定する「防水の措置」は、(2)イの例によること。

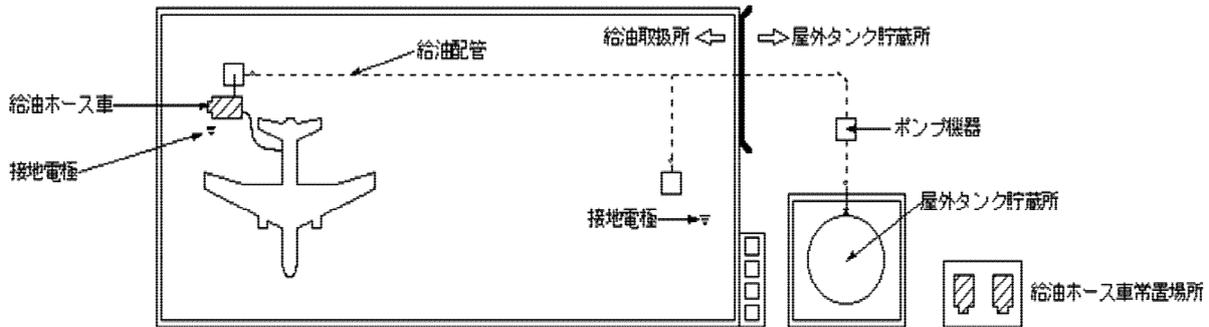
イ 危規則第 26 条第 3 項第 5 号ヘに規定する「ポンプ機器を停止する等により危険物の移送を緊急に停止することができる装置」とは、(2)ウの例によること。



第15-3図 給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所の例

(4) 給油ホース車を用いて給油する航空機給油取扱所

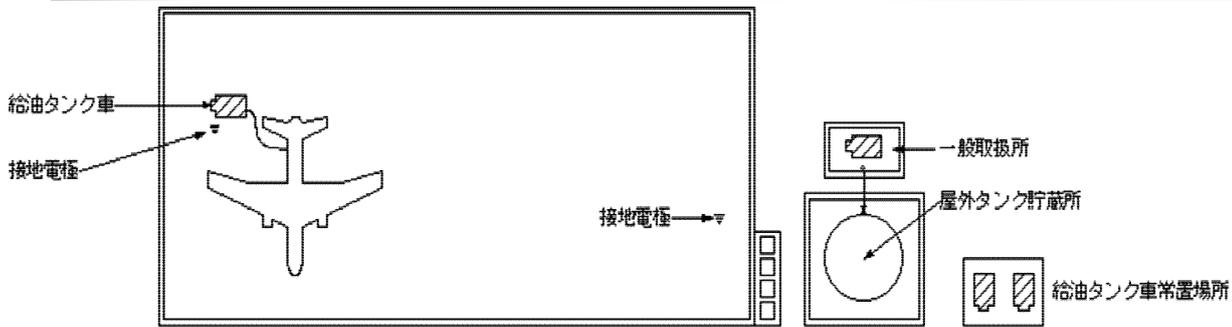
- ア 給油ホース車（サービサー）は、航空機給油取扱所の設備であること。
- イ 給油ホース車の位置、構造及び設備の技術上の基準については、移動タンク指針「第4 給油タンク車及び給油ホース車」によること。
- ウ 給油ホース車の常置場所は、航空機給油取扱所の敷地以外の場所とすること。
- エ 危規則第26条第3項第6号へに規定する「静電気を有効に除去するための接地電極」は、屋外タンク貯蔵所の注入口付近に設ける接地電極の例によること。



第15-4図 給油ホース車を用いて給油する航空機給油取扱所の例

(5) 給油タンク車を用いて給油する航空機給油取扱所

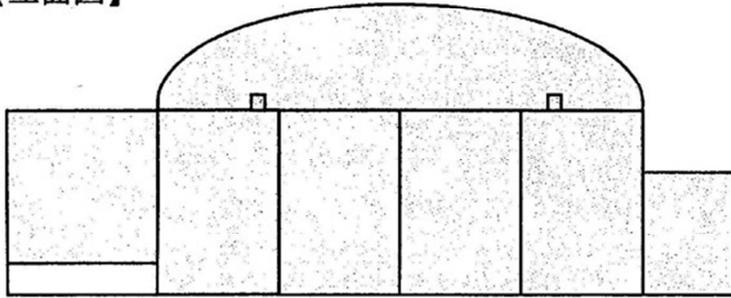
- ア 給油タンク車（レフューラー）は、移動タンク貯蔵所として許可を受けたものであること。
- イ 給油タンク車の常置場所は、航空機給油取扱所の敷地以外の場所とすること。
 この場合、給油タンク車に危険物を積載した状態で常置させることはできないが、当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者が、常時監視でき、かつ、危険物の保安の確保を図ることができる状態である場合に限り、当該給油タンク車に危険物を積載して停車させておくことができること（昭和52年3月25日消防危第46号通知）。
- ウ 給油タンク車のタンクに危険物を充てんする場所は、一般取扱所として許可を受けた場所であること。
 なお、航空機給油取扱所の専用タンクからの充てんは、認められないものである。したがって、当該航空機給油取扱所の敷地外に設けられた屋外タンク貯蔵所等に隣接して一般取扱所を設ける必要があること。
- エ 危規則第26条第3項第7号に規定する「静電気を有効に除去するための接地電極」は、屋外タンク貯蔵所の注入口付近に設ける接地電極の例によること。



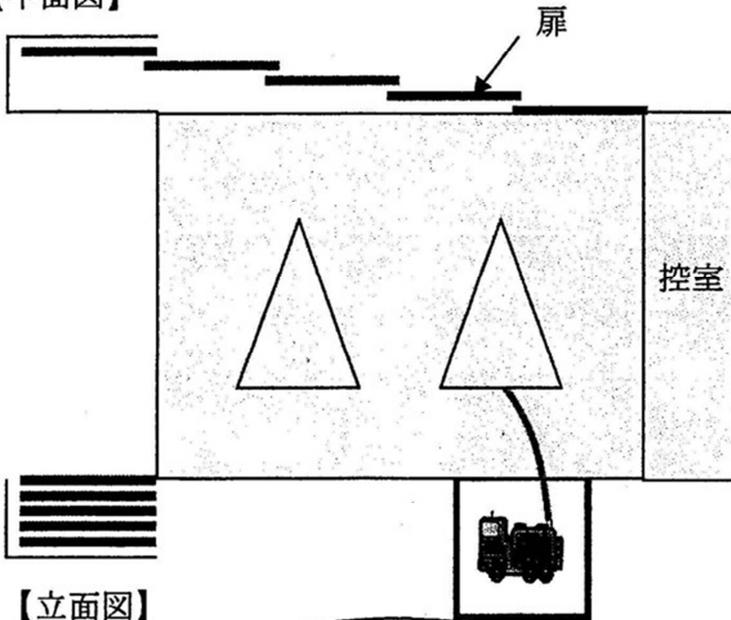
第15-5図 給油タンク車を用いて給油する航空機給油取扱所の例

- (6) 自衛隊の緊急発進用航空機格納庫に収納されている航空機の燃料タンクに、格納庫外停車している給油タンク車に設けられた給油設備を用いて直接給油を行う施設は、出入りする側に壁が設けられており、政令第17条第2項第9号の規定に適合していないが、次の要件に適合している場合には、政令第23条を適用し、認めて差し支えないこと。(い)
- ア 航空機の出入りする側は格納庫の前後に設けることとし、開口率は出入りする側の見付面積のそれぞれ50パーセント以上とすること。
- イ 屋外の安全な場所に給油タンク車が停車し、かつ、直接給油するために必要な空地を確保し、当該場所を標示すること。
- ウ 第3種泡消火設備又は第3種粉末消火設備（移動式のものを含む。）を格納庫と給油タンク車を包含するように設けること。
- エ 自動火災報知設備を設けること。
- オ 給油作業中は格納庫の前後の航空機の出入りする側をすべて開放状態とすること。
- カ 給油タンク車を定められた場所に停車させること。
- キ 給油タンク車の給油設備により航空機の燃料タンクに危険物を給油するときは当該燃料タンクと給油ホースを緊結すること（第15-6図参照）（平成17年12月19日消防危第295号質疑）。

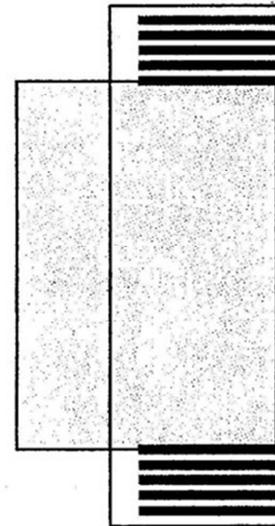
【立面図】



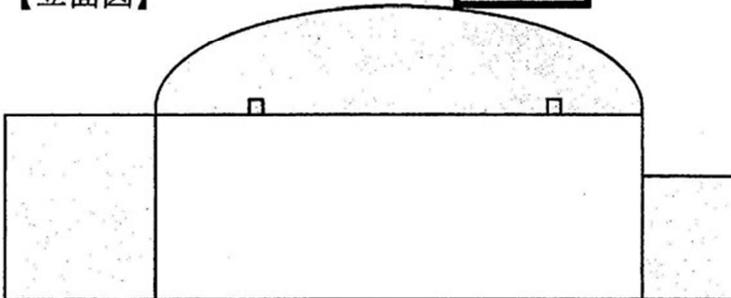
【平面図】



【側面図】



【立面図】



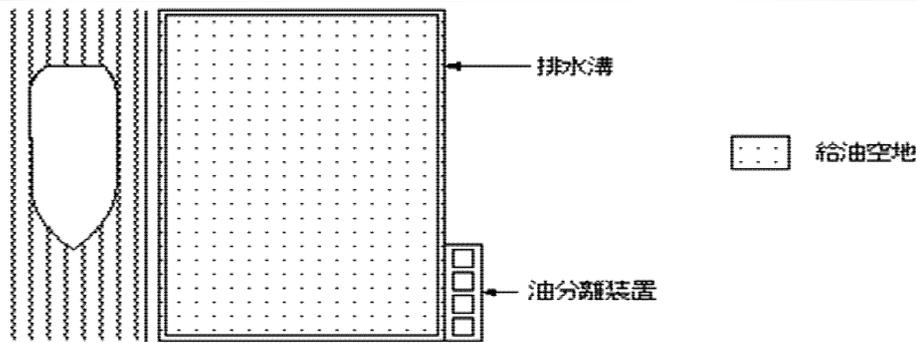
第 15-6 図 (い) 自衛隊の緊急発進用航空機格納庫で給油タンク車に設けられた給油設備を用いて直接給油を行う施設の例

2 船舶給油取扱所

船舶給油取扱所とは、固定された給油設備によって係留された船舶の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいい、船舶には、ジェット・スキー、船外機等も含むものであること。

(1) 共通事項

- ア 船舶に直接給油するために必要な空地は、固定給油設備、ポンプ機器又はホース機器を設置できる十分な広さを確保すること。



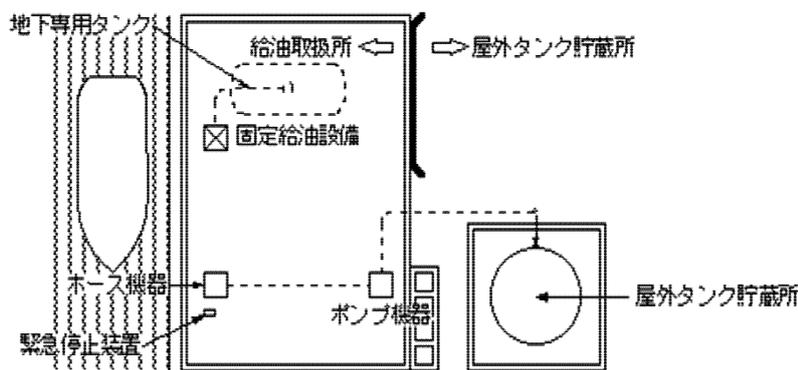
第15-6図 給油空地の例

- イ 船舶給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは設置できないものであること（平成元年3月3日消防危第15号通知）。
- ウ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び容量30,000リットルを超える地下貯蔵タンクを設置する場合は、船舶給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと（平成元年3月3日消防危第15号通知）。
- エ 危規則第26条の2第3項第3号に規定する「漏れた危険物その他の液体の流出を防止することができる措置」とは、当該給油取扱所に油流出防止に必要な土のう又は油吸着材等を有効に保有していることをいうものであること（平成元年3月3日消防危第15号通知）。

なお、油吸着材については、危規則第26条の2第3項第6号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」としての油吸着材と兼用して差し支えないこと（平成元年5月10日消防危第44号質疑）。

(2) 固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所

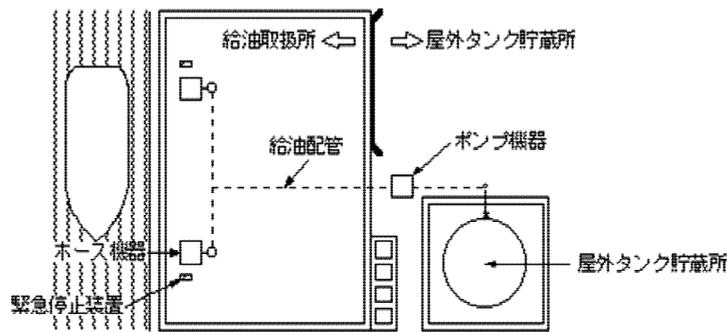
固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所については、1(2)「固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所」の例によること。



第15-7図 固定給油設備を用いて給油する船舶給油取扱所の例

(3) 給油配管及びホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所

給油配管及びホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所については、1(3)「給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所」の例によること。



第15-8図 給油配管及びホース機器を用いて給油する船舶給油取扱所の例

- (4) 危規則第26条の2第3項第3の2号に規定する「危険物が流出した場合の回収等の応急措置を講ずるための設備」は、油吸着材とし、その保有する量は、最大のタンクの容量に応じ、次の表のとおりとすること（平成20年5月22日消防危第264号通知）。

なお、当該船舶給油取扱所に複数の専用タンクがある場合には、最大容量のタンクの容量に応じた量として差し支えないこと（平成元年5月10日消防危第44号質疑）。（ろ）〔第15-1表 油吸着材の保有量〕（ろ）

保有する油吸着材の量は、次の表の区分に応じた量の油を吸着できるものであること。

専用タンク又は貯蔵タンクの容量の区分	吸着できる油の量
タンク容量 30 キロリットル未満のもの	0.3 キロリットル以上
タンク容量 30 キロリットル以上 1,000 キロリットル未満のもの	1 キロリットル以上
タンク容量 1,000 キロリットル以上のもの	3 キロリットル以上

- (5) 給油タンク車を用いて給油する船舶給油取扱所（い）

ア 船舶用給油タンク車を給油設備として使用するためには、当該タンク車は、規則第24条の6に規定する技術上の基準をすべて満たしている必要があること。（い）

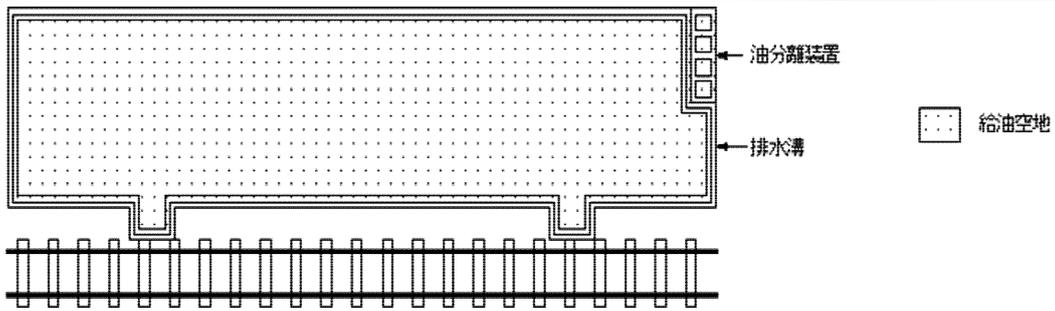
イ 船舶用給油タンク車の給油設備の給油ホース先端部と船舶の燃料タンク給油口を結合する金具は、波による揺動に伴う危険物の漏洩防止を図ることができるものであれば形式は問わないこと。

3 鉄道給油取扱所

鉄道給油取扱所とは、固定された給油設備によって鉄道又は軌道によって運行する車両の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う給油取扱所をいう。

- (1) 共通事項

ア 鉄道又は軌道によって運行する車両に直接給油するために必要な空地は、固定給油設備、ポンプ機器又はホース機器を設置できる十分な広さを確保すること。



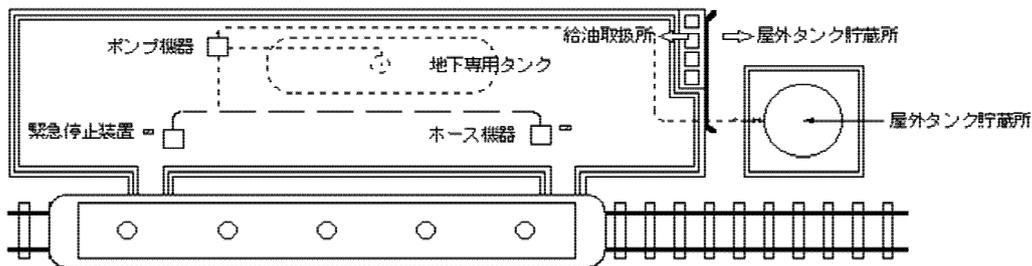
第15-9図 給油空地の例

イ 鉄道給油取扱所には、簡易貯蔵タンクは設置できないものであること。(平成元年3月3日消防危第15号通知)。

ウ 屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク及び容量30,000リットルを超える地下貯蔵タンクを設置する場合は、鉄道給油取扱所の敷地以外の場所に設けるものとし、それぞれ屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所として許可されたものでなければならないこと。(平成元年3月3日消防危第15号通知)

(2) 固定給油設備を用いて給油する鉄道給油取扱所

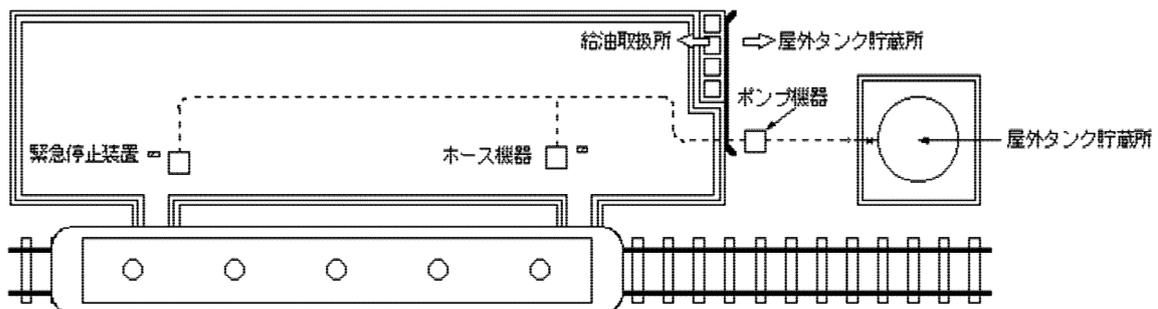
固定給油設備を用いて給油する鉄道給油取扱所については、1(2)「固定給油設備を用いて給油する航空機給油取扱所」の例によること。



第15-10図 固定給油設備を用いて給油する鉄道給油取扱所の例

(3) 給油配管及びホース機器を用いて給油する鉄道給油取扱所

給油配管及びホース機器を用いて給油する鉄道給油取扱所については、1(3)「給油配管及びホース機器を用いて給油する航空機給油取扱所」の例によること。

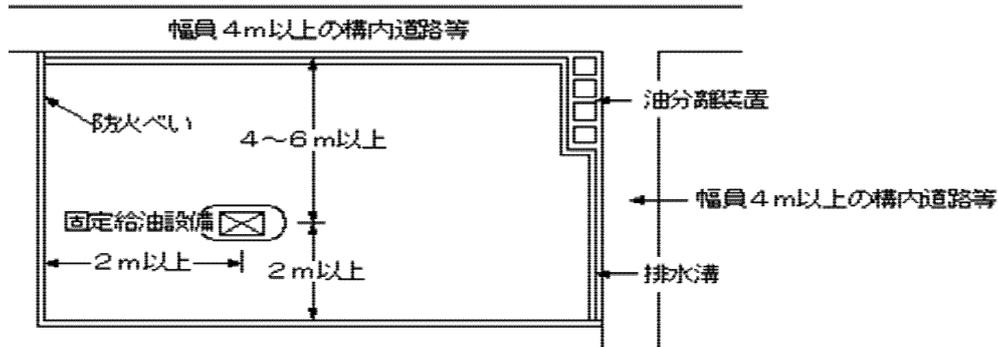


第15-11図 給油配管及びホース機器を用いて給油する鉄道給油取扱所の例

4 自家用給油取扱所

自家用給油取扱所とは、当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者が所有し、管理し、又は占有する自動車等に給油するものをいい、特定の者及び特定の自動車等のみが出入し、給油を受けるものである。

なお、組合により管理運営されるものも含まれるものであること（昭和58年11月7日消防危第106号質疑）。



第15-12図 自家用給油取扱所の例

(1) 給油空地

給油空地は、給油する自動車等の一部又は全部が空地からはみ出たままで給油することのない広さを確保すること。

(2) 自動車等の出入する側

自動車等の出入する側とは、4メートル以上の幅を有する構内道路等に面している側をいうものであること。

(3) 灯油の専用タンク

自動車等の暖房用として、自動車に設けられた灯油タンクに給油するため又は関係建築物の暖房のための灯油の専用タンクを設けることができること。

(4) キー式計量機

キー式計量機の設置は、自家用給油取扱所に限り認められるものであること。

5 圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所

圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所については、「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」（平成10年3月11日消防危第22号通知）によること。

6 メタノール等の給油取扱所

(1) メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る規定の運用について（平成6年3月25日消防危第28号通知）

ア メタノールを含有するものに関する事項

第4類の危険物のうちメタノールを含有するものには、メタノール自動車の燃料として用いられるもののみでなく、メタノール自動車以外の自動車等の燃料として用いられるものも含まれること。

「メタノール」とはメタノール 100 パーセント（M100）をいい、「これを含むもの」にはメタノール 85 パーセントと特殊なガソリン成分 15 パーセントの混合物（M85）のほか、メタノールが含まれる他の自動車用燃料が該当する。

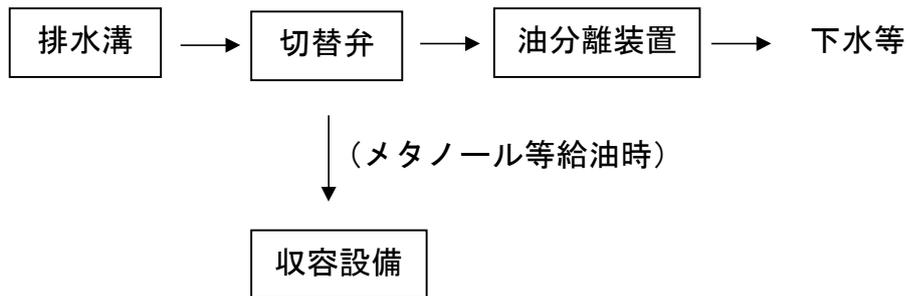
イ 位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

(7) 収容設備等

あ 給油空地等の収容設備等

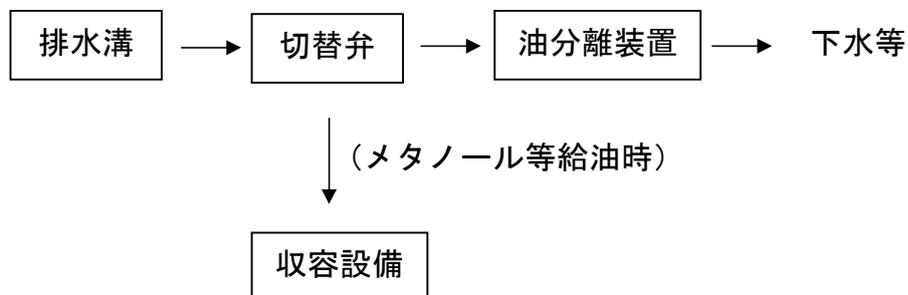
(あ) 排水溝、油分離装置、切替弁及び収容設備は、次のとおりとすること（第 15-13 図参照）。

i ii 以外の給油取扱所（給油空地等の周囲に排水溝、油分離装置、切替弁及び収容設備を設ける給油取扱所）



ii メタノール等のみを取り扱う給油取扱所

メタノール等の給油以外の危険物の取扱いがある場合があるため、油分離装置に接続するようにすること。



(い) 切替弁は、次のとおりとすること。

- i 流れ方向が表示されるものであること。
- ii 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。

(う) 収容設備は、次のとおりとすること。

- i 容量は、100 リットル以上とすること。
- ii ためます、地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等漏れたメタノール等を収容できる構造とすること。
- iii 通気管及び収容設備内の危険物等をくみ上げるためのマンホールその他の設備を設けること。

(え) 給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分と給油空地のうちメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分及び注油空地（以下「その他の給油空地等」という。）とにそれぞれ専用の排水溝を設ける場合には、メタノール等を取

り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分に設ける専用の排水溝には切替弁及び収容設備を設け、その他の給油空地等の周囲に設ける専用の排水溝には油分離装置のみを設けることとして差し支えないこと。この場合において、固定給油設備等のホース機器は、それぞれの存する給油空地のうちメタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器の周囲の部分又はその他の給油空地等に設けられた専用の排水溝（メタノール等を取り扱う固定給油設備のホース機器とメタノール等以外の危険物を取り扱う固定給油設備等のホース機器との間に存する部分に限る。）との間に第 15-2 表の距離を保つこと。（第 15-13 図の L 部分）

〔第 15-2 表 固定給油設備等と排水溝との距離〕

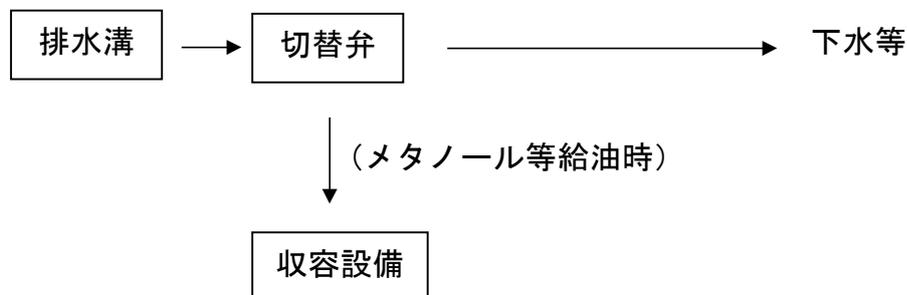
最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長	距離
3メートル以下	4メートル以上
3メートルを超え4メートル以下	5メートル以上
4メートルを超え5メートル以下	6メートル以上

注 最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長とは、それぞれ危政令第 17 条第 1 項第 8 号イ又は第 8 号の 2 口に定めるものをいう。

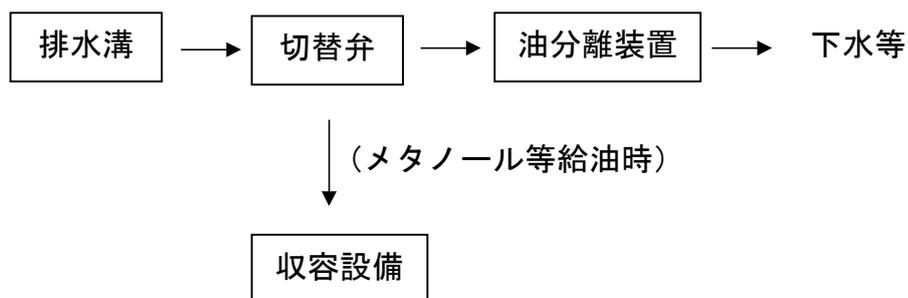
い 専用タンクの注入口の周囲の収容設備等

- (あ) 専用タンク周囲の排水溝は、メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に設けること。ただし、当該排水溝に油分離措置を接続する場合にあっては、メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の危険物の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設けて差し支えないものであること。（第 15-13 図参照）
- (い) 注入口の周囲の排水溝は、移動タンク貯蔵所からのメタノール等の注入時に、当該注入口又は移動タンク貯蔵所の注入ホース若しくは吐出口からメタノール等が漏れた場合、漏れたメタノール等を収容できるように設けること。
- (う) 排水溝、切替弁及び容量 4,000 リットル以上の収容設備の接続は、次のとおりとすること。（第 15-13 図参照）

i メタノール等の専用タンクの注入口のみの周囲に排水溝を設ける場合



ii メタノール等の専用タンクの注入口及びメタノール等以外の専用タンクの注入口の周囲に排水溝を設ける場合

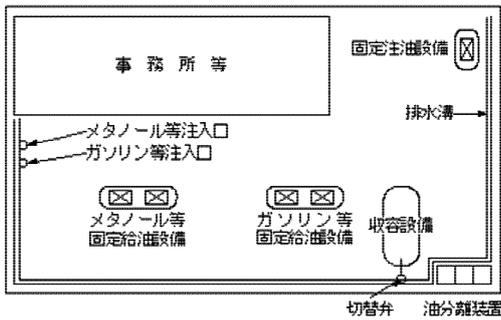


- (え) 切替弁は、次のとおりとすること。
- i 流れ方向が表示されるものであること。
 - ii 操作しやすい位置に設けられたピット内に設置すること。
- (お) 收容設備は、次のとおりとすること。
- i 地盤面下に埋設された鋼製又は強化プラスチック製のタンク等とすること。
 - ii 通気管及び收容設備内の危険物等を汲み上げるためのマンホールその他の設備を設けること。
- (か) 危政令第 17 条第 2 項第 11 号の上部に上階を有する屋内給油取扱所においては、危規則第 25 条の 10 第 2 号の設備を排水溝及び收容設備とみなすことができるものであること。

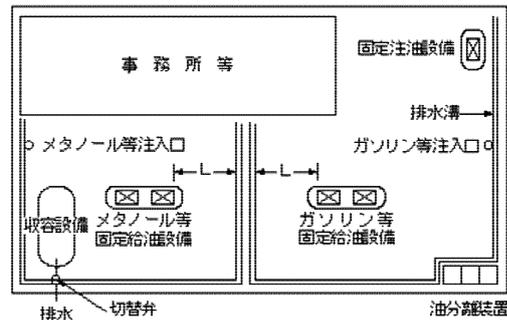
う 收容設備等の兼用

注入口の周囲に設ける排水溝、切替弁及び容量 4,000 リットル以上の收容設備は、給油空地等の周囲に設ける排水溝、切替弁及び收容設備と兼ねることができるものであること。(第 15-13 図参照)

例1 給油空地等の周囲に排水溝等を設ける場合
(注入口に係る排水溝等と兼用)の例

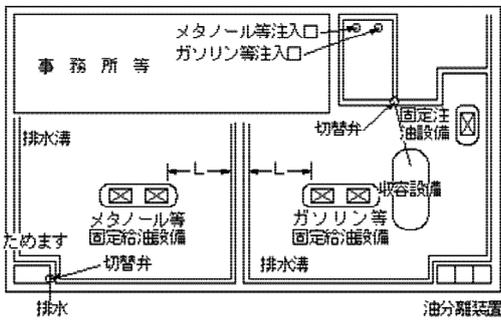


例2 メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝を設ける場合
(注入口に係る排水溝等と兼用)の例



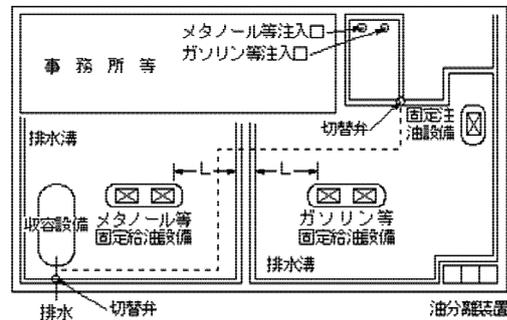
注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

例3 メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝を設ける場合
(注入口に係る排水溝を別に設置)の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

例4 メタノール等の給油空地とガソリン等の給油空地等の周囲にそれぞれ排水溝を設ける場合
(注入口に係る収容設備を兼用)の例



注：Lは、最大給油ホース全長又は最大注油ホース全長に応じた距離とすること。

第15-13図 メタノール等を取り扱う給油取扱所における排水溝、切替弁、油分離装置及び収容設備の接続例

(イ) 専用タンク等の開口部

メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクに設ける注入口及び通気管以外の開口部（マンホール、点検口等）にあつては、施錠されている等通常開放できない構造とすること。

(ロ) メタノール検知装置

あ メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合に専用タンクの周囲に設けるメタノールの漏れを検知することができる装置（以下「メタノール検知装置」という。）には、メタノールの蒸気を検知する装置又はメタノールの水溶液を検知する装置があること。

い メタノールを取り扱う専用タンクをタンク室に設置する場合であつて、専用タンクの周囲に液体の危険物の漏れを検査するための管（漏えい検査管）を設ける場合には、当該管にメタノール検知装置を取り付けることができること。

(ハ) 専用タンクの注入口の弁及び過剰注入防止設備

メタノールを取り扱う専用タンクの注入口に設けられる危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備により、注入口にホースが緊結されていないときに当該注入口が閉鎖状態となる場合には、当該注入口には弁を設けないこととして差し支えないこと。

(ニ) 専用タンク等の通気管

あ メタノールを取り扱う専用タンク又は簡易タンクの通気管に設ける引火防止装置は、クリンプトメタル方式のものとすること。

い メタノールを取り扱う専用タンクの通気管には、可燃性蒸気を回収する設備を設けることが望ましいこと。

(2) その他の留意事項

ア メタノール 50 パーセントと第一石油類のうち非水溶性液体に該当する危険物 50 パーセントの混合物（第一石油類のうち非水溶性液体に該当）を自動車に給油する給油取扱所は、メタノール等を取り扱う給油取扱所に該当するものであること（平成 9 年 10 月 22 日消防危第 104 号質疑）。

イ メタノールを含有する燃料を給油取扱所において取り扱う場合には、メタノールの含有率にかかわらず、メタノール等を取り扱う給油取扱所において行うことが必要であること（平成 11 年 8 月 3 日消防危第 72 号通知）。

ウ メタノールを取り扱う専用タンク

メタノールを取り扱う専用タンクの位置、構造及び設備は、次によること。

(ア) メタノールを取り扱う専用タンクは、危政令第 13 条第 1 項本文の例により地盤面下に設けられたタンク室に設置し、又は同条第 2 項の例により、鋼板を間げきを有するように取り付け又は強化プラスチックを間げきを有するよう被覆したものをタンク室以外の場所に設置しなければならないこと（平成 6 年 3 月 11 日消防危第 21 号通知）。

(イ) 地下に設ける専用タンクは、メタノールと灯油が混合するのを防止する必要から、中仕切りをして灯油と同一タンクに貯蔵しないようにすること。

(ウ) メタノールを取り扱う専用タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けることとし、計量口を設けることはできないものであること（平成 6 年 3 月 11 日消防危第 21 号通知）。

(エ) メタノールを含有するものを取り扱う専用タンク

メタノールを含有するものを取り扱う専用タンクの位置、構造及び設備は、メタノールを取り扱う専用タンクの例によること。

(3) メタノール等の屋内給油取扱所

メタノール等を取り扱う給油取扱所に係る危政令第 17 条第 4 項の規定による同条第 2 項の基準を超える特例として、①メタノールを取り扱う専用タンクには、危険物の量を自動的に表示する装置を設けることとし、計量口を設けることはできないこととする部分、②メタノールを取り扱う専用タンクの注入口に危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備を設けることとする部分及び③メタノールを取り扱う簡易タンクの注入口に弁を設けることとする部分を除き、メタノール等を取り扱う屋外給油取扱所に係る危政令第 17 条第 1 項に掲げる基準を超える特例と同様な規定が定められている。これは、上記①及び②の事項については、危政令第 17 条第 2 項第 3 号の 2 及び第 4 号の規定がそれぞれ適用され、また、上記③の事項については、同項第 2 号により屋内給油取扱所には簡易タンクの設置が認められていないので規定する必要がないためであること（平成 6 年 3 月 11 日消防危第 21 号通知）。

7 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

(1) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について（平成 10 年 3 月 13 日消防危第 25 号通知）

ア 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の定義等

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所とは、顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせることができる給油取扱所をいうものであること。この場合において、自動二輪車は自動車に含まれるものであること。また、当該給油取扱所では、顧客にガソリンを容器に詰め替えさせること及び灯油又は軽油をタンクローリーに注入させることは行えないものであること。

イ 顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準

(ア) 表示

あ 危規則第 28 条の 2 の 5 第 1 号に規定する「顧客が自ら給油等を行うことができる給油取扱所である旨の表示」は、「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の提示等により行うことで差し支えないこと。

なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる営業形態の給油取扱所にあつては、当該時間帯等にその旨を表示すること。

い 危規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号イに規定する顧客用固定給油設備等である旨の表示方法は、顧客用固定給油設備等又はアイランドに設置されている支柱等への「セルフ」、「セルフサービス」等の記載、看板の提示等により行うことで差し支えないこと。

なお、一部の時間帯等に限って顧客に自ら給油等をさせる固定給油設備等にあつては、当該時間帯等にはその旨を、それ以外の時間帯等には従業員が給油等をする旨を表示すること。

う 危規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号イに規定する地盤面等への表示は、普通自動車等の停止位置として長さ 5 メートル、幅 2 メートル程度の枠を、灯油又は軽油の容器の置き場所として 2 メートル四方程度の枠を、地盤面等にペイント等により表示すること。

え 危規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号ロに規定する使用方法の表示は、給油開始から終了までの一連の機器の操作を示すとともに、「火気厳禁」、「給油中エンジン停止」、「ガソリンの容器への注入禁止」等保安上必要な事項を併せて記載すること。

なお、「直近の位置」とは顧客用固定給油設備等本体（懸垂式のものにあつては、近傍の壁等）をいうものであること。

お 危規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号ロに規定する危険物の品目の表示で、エンジン清浄剤等を添加した軽油を別品目として販売する場合において、これを軽油の範囲で区分するときに、文字には「プレミアム軽油」を、色に「黄緑」を用いて差し支えないものであること。

か 危規則第 28 条の 2 の 5 第 5 号ハに規定する顧客用固定給油設備等以外の固定給油設備等の表示方法は、固定給油設備等、アイランドに設置されている支柱等への「フルサービス」、「従業員専用」等の記載、看板の提示等により行うことで差し支えないこと。

き 表示については必要に応じて英語の併記等を行うこと。

(イ) 危規則第 28 条の 2 の 5 第 2 号及び第 3 号に規定する顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下「顧客用固定給油設備等」という。）の構造は、「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」（平成 10 年 3 月 13 日消防危第 25 号通知）によること。

なお、危険物保安技術協会において、顧客用固定給油設備等に係る試験確認業務を実施するとともに、当該試験確認に合格した顧客用固定給油設備等に対しては型式試験確認済証が貼付されるので、設置にあたっては試験合格品を使用するよう指導すること。

- (ウ) 危規則第 28 条の 2 の 5 第 4 号イに規定する「自動車等の衝突を防止するための措置」としては、車両の進入・退出方向に対し、固定給油設備等からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール又は高さ 150 ミリメートル以上のアイランドを設置するもの等があること。

なお、当該措置は、すべての固定給油設備等に対して行うことを要するものであること。

- (イ) 危険物の漏えい拡散防止措置

危規則第 28 条の 2 の 5 第 4 号ロに規定する「危険物の漏えいの拡散を防止するための措置」は、次によること。

なお、当該措置は、すべての固定給油設備等に対して行うことを要するものであること。

あ 立ち上がり配管遮断弁の設置又は逆止弁の設置（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を有する固定給油設備等の場合を除く。）によること。

い 立ち上がり配管遮断弁は、一定の応力を受けた場合に脆弱部がせん断されるとともに、せん断部の双方を弁により遮断することにより、危険物の漏えいを防止する構造のものとし、車両衝突等の応力が脆弱部に的確に伝わるよう、固定給油設備等の本体及び基礎部に堅固に取り付けること。

う 逆止弁は、転倒時にも機能する構造のものとし、固定給油設備等の配管と地下から立ち上げたフレキシブル配管の間に設置すること。

- (オ) 顧客監視用制御卓等

危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号に規定する制御卓その他の設備は、次によること。

あ 危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号イに規定する「直接視認できる」とは、給油中にされる自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。

い 危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ロに規定する「監視設備」とは、モニターカメラ及びディスプレイをいう。また「視認を常時可能とする」とは、必要な時点において顧客用固定給油設備等の使用状況を即座に映し出すことができるものをいうものであること。

う 危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ハに規定する「制御装置」には、給油等許可スイッチ及び許可解除のスイッチ並びに顧客用固定給油設備等の状態の表示装置が必要であること。

なお、顧客用固定給油設備等を、顧客が要請した油種のポンプだけを起動し、顧客が当該油種のノズルを使用した場合に給油等を開始することができる構造としたもので、制御卓で油種設定をする構造のものにあっては、油種設定のスイッチを併せて設置すること。

え 危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ニに規定する「制御装置」とは、緊急停止スイッチをいうものである。また「火災その他の災害に際しすみやかに操作することができる箇所」とは、給油空地等に所在する従業員においてもすみやかに操

作することができる箇所をいうものであり、給油取扱所の事務所の給油空地に面する外壁等がこれに該当するものであること。

お 危規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ホに規定する「顧客と容易に会話することができる装置」としては、インターホンが該当すること。この場合、インターホンの顧客側の端末は、顧客用固定給油設備等の近傍に設置すること。

なお、懸垂式の固定給油設備等にあっては、近傍の壁面等に設置すること。

か 制御卓には、固定消火設備の起動装置を設置すること。起動スイッチは透明なふたで覆う等により、不用意に操作されないものであるとともに、火災時にはすみやかに操作することができるものであること。

き 制御卓は、顧客用固定給油設備等を分担することにより複数設置して差し支えないこと。この場合、すべての制御卓に、すべての固定給油設備等への危険物の供給を一斉に停止するための制御装置を設置する必要があること。

(2) その他の留意事項

ア 危規則第 28 条の 2 の 5 から第 28 条の 2 の 7 までに規定される基準は、危政令第 17 条第 1 項から第 4 項までに掲げる基準の特例であるため、特例を定めない事項については、危政令第 17 条第 1 項から第 4 項までの基準が適用になるものであること（平成 10 年 2 月 25 日消防危第 16 号通知）。

イ コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されている場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねる場合で、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保される形態のものは、認めて差し支えないこと（平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号質疑）。

ウ 放送機器の機能を有する有線放送設備のうち、有線放送よりも指示の放送が優先されるものは、顧客の給油作業等について必要な指示を行う放送機器として認めて差し支えないこと（平成 10 年 10 月 13 日消防危第 90 号質疑）。